

## 奈良県決定

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の  
変更について

次の付議案を提出する。

平成23年 3月11日

奈良県都市計画審議会会長

都計第80号の2  
平成23年 3月11日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の  
変更について

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法  
第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

## 第2号議案

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（奈良県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

（別添 1 のとおり）

（理由）

平成 16 年 3 月に「大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を決定して以後、人口減少や高齢化の進行など社会経済情勢の大きな変化が生じていることから、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定方針を変更する必要が生じたため。